

## 第 2 3 号議案

足立区営住宅条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 1 5 年 2 月 2 5 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区営住宅条例の一部を改正する条例

足立区営住宅条例(平成 9 年足立区条例第 3 3 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 4 号口中「若しくは第 5 項」を「若しくは第 3 項」に改め、同条第 2 項に次の 1 号を加える。

( 7 ) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成 1 3 年法律第 6 3 号)第 2 条に規定するハンセン病療養所入所者等

第 5 条第 5 項を次のように改める。

5 事業用住宅を使用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、第 1 項第 3 号に定める条件を備えているものでなければならない。

( 1 ) 密集住宅市街地整備促進事業の施行により自らが居住する住宅を失う者

( 2 ) 事業用住宅に十分な空きがある場合で、かつ、密集住宅市街地整備促進事業に支障がない範囲で、規則で定める者

第 6 条中「第 1 5 条」を「第 1 8 条」に改める。

第 8 条に次の 1 項を加える。

2 区長は、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律

(平

成 9 年法律第 4 9 号)第 1 9 条の規定により区営住宅への入居を希望する旨を区長に申し出た者に対しても、前項と同様とする。

第9条第1項中「次の各号に掲げる事由の一に該当する者に対しては、まちづくり推進事業に支障ないと認められる範囲で」を「事業用住宅に十分な空きがあり、かつ、密集住宅市街地整備促進事業に支障がないと認められる範囲で、規則で定める者に」に改め、同項各号を削る。

第18条に次の1項を加える。

2 区長は、第8条第2項の規定により区営住宅の使用を許可した場合において、当該区営住宅の使用料の額が、当該許可を受けた者が従前賃借していた延焼等危険賃貸住宅(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第15条第1項に規定するものをいう。)の家賃を超えることとなり、当該許可を受けた者の家賃負担の軽減を図るため必要があると認めるときは、第14条第1項、第32条第1項又は第35条第1項第1号の規定にかかわらず、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令(平成9年政令第324号)第3条に規定するところにより、当該区営住宅の使用料を減額するものとする。

第38条第2項中「次条」を「第39条」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条第5項及び第9条第1項の改正規定は、平成15年4月1日から施行する。

( 提案理由 )

事業用住宅の入居資格要件を拡大するとともに、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。